

防 情 公 審 第 5 3 号

平成26年(2014年)3月28日

防府市長 松 浦 正 人 様

防府市情報公開審査会

会 長 清 水 博

防府市情報公開条例第14条に基づく諮問について(答申)

平成25年4月26日付け防電第134号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

1 防電第134号

「○○○○○○○に係る協議に当たっての要望事項」及び「平成24年5月開催の○○
○○○○○に係る会議の記録」の部分公開決定に対する異議申立てについて

別 紙

答 申

1 審査会の結論

防府市長(以下「実施機関」という。)が、「〇〇〇〇〇〇に係る協議に当たっての要望事項」(以下「要望事項」という。)及び「平成24年5月開催の〇〇〇〇〇〇に係る会議の記録」(以下「会議の記録」という。)を部分公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成25年 3 月 4 日	公文書公開請求の受付
平成25年 3 月 15 日	実施機関において請求に係る公文書部分公開決定(防電第57号)を行い、3月26日に請求者に公開
平成25年 4 月 22 日	公文書部分公開決定に係る異議申立書の受付

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

防府市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づく本件文書の公開請求に対し、平成25年3月15日付け防電第57号により実施機関が行った公文書部分公開決定について、これを取り消し、非公開とした部分について、公開することの決定を求めるといふものである。

(2) 異議申立ての主な理由

非公開とした部分は、条例第6条第1項第1号(エ)、条例第6条第1項第2号(イ)及び(ウ)に該当し、市が国等と共謀している場合、条例第6条第1項第3号には該当しない。

侵害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は当該事業活動に関する情報は公開することができるものとしたものであるが、上記と同様、詳細に検証を行ったが、この規定に該当するような違法又は不当な事業活動は確認できなかった。

なお、市が国等と共謀している場合、条例第6条第1項第3号に該当しないとの主張についても、このような事実を裏付ける物証、資料は確認できなかった。

したがって、これらの規定に基づき、要望事項及び会議の記録を全部公開すべきであるとの異議申立人の主張は採用できない。

6 まとめ

以上から、当審査会は、実施機関が要望事項及び会議の記録を部分公開とした決定は妥当であり、異議申立人の反対意見には、この決定を覆すに足りる明確な根拠はないと判断し、冒頭のとおり結論する。

7 審査会の審査経過

当審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成25年4月26日	・ 諮問
平成25年5月8日	・ 実施機関から理由説明書が提出される。
平成25年11月19日 (第1回審査会)	・ 異議申立ての概要について(事務局説明の聴取) ・ 実施機関の職員の意見又は説明の聴取
平成25年12月20日 (第2回審査会)	・ 実施機関の職員の意見又は説明の聴取 ・ 諮問事項の審議
平成26年2月18日 (第3回審査会)	・ 答申書の審議
平成26年3月24日 (第4回審査会)	・ 答申書の審議

8 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	清 水 博
委 員	藤 井 武 志
委 員	上 田 淑 江
委 員	新屋敷 恵美子